

事務連絡  
令和5年10月27日

各都道府県教育委員会特別支援教育主管課  
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課  
各都道府県私立学校主管課 御中  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

「病気療養児に関する実態調査」及び「特別支援教育体制整備状況調査等」  
の結果について（周知）

日ごろより、特別支援教育の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。  
さて、貴課に御協力いただきました標記調査結果が取りまとまりましたので、  
別添のとおり送付させていただきます。

本調査結果を受け、病気療養児に対する教育機会の保障並びに特別教育支援体制の更なる充実を図るため、各学校等において留意いただく事項を下記のとおり整理しました。ついては、当該内容を十分に御了知の上、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、都道府県私立学校所管課におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人担当課におかれては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対して、本通知の内容について周知を図るとともに、一層の取組を促していただくようお願いします。

文部科学省におきましても、各学校等において、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が実施されるよう、関連施策等の充実に努めてまいりますので、関係各位におかれては引き続きの御理解と御協力をお願いします。

記

## 1. 病気療養児に関する実態調査結果を踏まえて

### (Ⅱ 1. ④転学について)

- 入院治療等のため、在籍校から病院内にある特別支援学校（病弱）の分校・分教室や、小中学校の特別支援学級（病弱・身体虚弱）への転学の状況について、「転学なし」が84%であった。このように病院内の学級に転学せずに療養している児童生徒が多くいる実態があることから、当該児童生徒の在籍校は、本人や保護者との面談等を踏まえ、教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な支援が行われるよう医療関係者等と連携した個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に努めること。また、ICTを活用した同時双方向型の授業配信、オンデマンド型の授業配信、教員の訪問による指導などの学習活動を通じて、教育の機会が確保されるよう適切に対応されたいこと。その際、保護者や医療関係者等との連絡調整役として特別支援教育コーディネーターの活用や、特別支援学校（病弱）からのセンター的機能の活用として、保護者からの教育相談や当該児童生徒への支援なども考えられること。
- 入院治療等のため、病院内の学級を設置している特別支援学校等へ一時転学している児童生徒に対し、復学を見据えた支援を行うことは重要であり、入院等の前に在籍していた学校（以下、「前籍校」という。）が転学先の特別支援学校等と連携し、本人や保護者の意向等を踏まえ、前籍校の卒業式などの学校行事に参加できるよう必要な配慮を行うことが望ましいこと。

### (Ⅱ 1. ⑤進級等の状況について)

- 高等学校における病気療養児の進級等の状況については、「進級・卒業」が69%であった。各学年の課程の修了の認定に当たっては、例えば、特定の学年における未修得単位が一定範囲内であれば、後日、補充指導や追試験によって未修得の各教科・科目を修得することを条件として、次の学年に進級させるという形で学年の課程の修了の認定について弾力化を図ったり、卒業までに修得すべき単位数を修業年限内に修得する見込みがある場合には、条件を付することなく進級を認めたりすることなどが考えられることから、当該生徒の在籍校は、教育委員会等と連携し、療養等により授業を受けられない病気療養児に対しては、このような対応も視野に必要な配慮を行われたいこと。  
(※ 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編「第5章 単位の修得及び卒業の認定」参照)

### (Ⅱ 1. ⑥同時双方向型の授業配信の実施状況・活用場面)

- 同時双方向型の授業配信の実施状況について、前回調査より大幅に増加している。一方で、実施していない理由及び実施した場合における出席扱い及び単位認定がなされていない理由として、教育委員会や学校の規定等が整備されていないことが要因の一つとして挙げられている。このような状況を踏まえ、当該教育委員会や学校においては、同時双方向型の授業配信の実施及び学習評価等に関する必要な規定等の整備について適切に対応されたいこと。

- 病気療養児の遠隔教育については、同時双方向型の授業配信を原則とした上で、当該児童生徒の病状や治療の状況等から学校が判断した場合には、オンデマンド型の授業配信を実施することも可能とする制度改正を行い、令和5年4月から実施することが可能となっている。病気療養児の教育機会の更なる充実に向け、ICTを活用した遠隔教育の活用を促進されたいこと。そのためにも、各都道府県教育委員会等におかれては、域内の学校や医療機関等に対する普及啓発を進めていただきたいこと。

## 2. 特別支援教育体制整備状況調査等結果を踏まえて

- 特別支援教育体制の整備状況については、ほぼ全ての項目において前回調査の数値を上回っており、着実に特別支援教育体制の整備が進められている。その一方で、未だ、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名がなされていない学校がある。全ての学校、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒が在籍していることを前提に、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に対応できるよう、校内支援体制の整備を進めていただきたいこと。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画については、障害のある児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うため、必要としている児童生徒等に対し、その作成と活用を進めること。
- 就学先となる学校や学びの場の判断・決定に当たっては、障害の状態のみに着目して画一的に検討を行うのではなく、児童生徒一人一人の教育的ニーズや必要な支援、学校や地域の状況、本人及び保護者の意見を最大限尊重し、専門家からの意見聴取等を踏まえ、最終的に市区町村教育委員会が総合的に判断するという一連のプロセスについて、就学に関わる者全てが十分に理解し、適切な就学決定が行われるよう努めていただきたいこと。

(添付資料)

別添1 「令和4年度病気療養児に関する実態調査の結果について」

別添2 「令和4年度特別支援教育に関する調査結果について」

### 【本件担当】

(病気療養児に関する実態調査／特別支援教育体制整備状況調査等)  
特別支援教育課 支援第二係 齋藤・宮田 (内 2433)

(学校教育法施行令 22 条の 3 に該当する子供に関する調査)  
特別支援教育課 企画調査係 河崎・岩村 (内 3195)

代表電話 03-5253-4111 E-mail: [tokubetu@mext.go.jp](mailto:tokubetu@mext.go.jp)